

セーフティネット保証制度

取引先企業等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う国の制度です。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号または、同法等2条第6項に該当していることについて区市町村長の認定を受け、認定書を金融機関等へ持参して信用保証協会の保証付融資を申し込む必要があります。

1. セーフティネット保証の対象となる事由

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種※
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整※
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡※

※は責任共有制度となります。

○危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

危機関連保証制度

詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

2. お問い合わせ

中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-2876

セーフティネット保証5号（イ）の認定について

5号（イ）以外の1～4号・5号（ロ）・6～8号申請につきましては、公社までお問い合わせ下さい。

1. 届出・申請が必要なとき

法人または個人の中小企業がセーフティネット保証5号（イ）の認定を申請するとき。

2. 届出・申請ができる方

業況が悪化している指定業種に属する事業を行っている中小企業者への認定です。次の（1）～（3）を全て満たす中小企業者が該当します。

（1）世田谷区内の中小企業者

- 法人の場合：世田谷区内に本店登記がある方
- 個人の場合：世田谷区内に主たる事業所がある方

（2）経済産業大臣の指定を受けた業種（以下「指定業種」）を行う中小企業者

- 指定業種は「中小企業庁ホームページ」に掲載しています。
- 指定業種の産業分類番号については日本標準産業分類をご覧ください。

セーフティネット5号の指定業種（中小企業庁ホームページ）

日本標準産業分類（総務省ホームページ）

※指定業種は3か月ごと（4・7・10・1月）に指定されます。

（3）次の認定要件に該当する中小企業者（セーフティネット5号（イ）の認定要件）

認定区分	対象となる事業者	認定要件
(イ)-①	1つの事業を行っており、その事業の属する業種が指定業種である 複数の事業を行っており、全ての事業の属する業種が指定業種である	企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(イ)-②	複数の事業を行っており、主たる事業の属する業種が指定業種である (主たる事業：最近1年間の売上高等が最も大きい事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している ・企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(イ)-③	複数の事業を行っており、1つ以上の事業（主たる事業かどうかを問わない）の属する業種が指定業種である	<ul style="list-style-type: none"> ・指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少している ・企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する指定業種の売上高等の減少額の割合が5%以上である ・企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している

上表の認定要件（イ）-①～（イ）-③のいずれかに該当すれば、セーフティネット5号認定対象となります。どの認定要件に該当するかを確認し、申請書と添付書類をご用意ください。

申請書、添付書類につきましては、世田谷区のホームページからダウンロードできます。

3. 届出・申請のときに必要なもの

セーフティネット5号認定申請に必要な書類等

1	認定申請書（所定用紙）※2部必要です。世田谷区のホームページからダウンロードできます				
2	<p>試算表（所定用紙）世田谷区のホームページからダウンロードできます 税理士（署名・捺印）が内容を確認した最近3か月間（※1）および前年同期の試算表、または最近2年分の売上台帳（請求書や通帳など売上を確認できる書類で月毎の売上が集計されているもの）（※2）</p> <p>（※1）最近3か月間とは、申請月の前4か月のうち連続する3か月間です （例：7月に申請する場合は、4月・5月・6月または3月・4月・5月） （※2）売上台帳で確認を行う場合、日々の売上を記録した台帳が必要です。また、確定申告書・決算書の期中売上高と同期間の売上台帳の売上高合計が合わない場合は、認定できません</p>				
3	法人は実印、個人事業者は認印（スタンプ印は不可）				
4	<p>最新の確定申告書（控）と決算書（一式）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法人</td> <td> <p>ア 確定申告書 (1) 別表一（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付</p> <p>イ 決算書 (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 株主資本等変動計算書 (4) 製造原価明細表 (5) 販売費一般管理費明細表</p> </td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td> <p>ア 確定申告書 (1) 第一表（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付</p> <p>イ 決算書 青色申告の方→青色申告決算書の損益計算書（1頁）と貸借対照表（4頁） 白色申告の方→収支内訳書（1～2頁）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	法人	<p>ア 確定申告書 (1) 別表一（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付</p> <p>イ 決算書 (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 株主資本等変動計算書 (4) 製造原価明細表 (5) 販売費一般管理費明細表</p>	個人	<p>ア 確定申告書 (1) 第一表（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付</p> <p>イ 決算書 青色申告の方→青色申告決算書の損益計算書（1頁）と貸借対照表（4頁） 白色申告の方→収支内訳書（1～2頁）</p>
法人	<p>ア 確定申告書 (1) 別表一（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付</p> <p>イ 決算書 (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 株主資本等変動計算書 (4) 製造原価明細表 (5) 販売費一般管理費明細表</p>				
個人	<p>ア 確定申告書 (1) 第一表（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付</p> <p>イ 決算書 青色申告の方→青色申告決算書の損益計算書（1頁）と貸借対照表（4頁） 白色申告の方→収支内訳書（1～2頁）</p>				
5	履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） ※個人事業者は事業所の所在地が確認できる書類（確定申告書の写しで事業所の所在地が確認できれば不要）				
6	許認可・登録・届出の必要な業種にあっては、その許認可証等 認定を申請する業種を営んでいることが確認できる資料（会社概要、商品目録、取扱物品が掲載された複数の納品書・請求書等）				

【注意事項】

- 申請に必要な書類に不備のある場合は申請をお受けできませんのでご注意ください。
- 認定書の有効期間は、認定書の発行日から30日間（土・日・祝日を含む）です。
- 5号（イ）以外の申請（1号～4号・5号（ロ）・6号～8号）につきましては、公社までお問い合わせください。

4. 申請受付（公財）世田谷区産業振興公社 商業・ものづくり・経営支援係 月～金曜 9:00～16:30